

ブロック塀等の解体にかかる補助制度のご案内

日野町では、地震等災害によりブロック塀等の倒壊による人身事故防止を図るとともに、避難経路の確保を目的とし、「日野町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱」を改正し、ブロック塀等の解体にかかる解体費の補助制度を追加しました。ブロック塀等が道路に面しており、地震等災害により倒壊するおそれがあるものに関し、解体にかかる費用の補助を受けられます。

●補助対象となるブロック塀等要件

日野町内のブロック塀等で次の全ての要件にあてはまるもの

- ①コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀および組積(石、レンガ等)造の塀等
- ②建築基準法第42条に規定する道路または町長が認める道路に面しているもの
- ③道路面からの高さが60センチメートル以上のもの
- ④地震等災害時に倒壊するおそれがあるもの

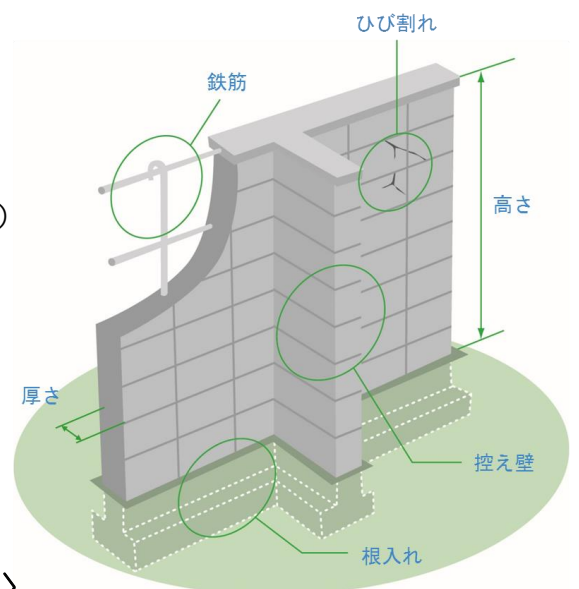
●補助対象となるブロック塀等の解体工事

ブロック塀等の高さを60センチメートル未満にする解体工事を含む改修工事

◇ブロック塀等の点検チェックポイント

以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

- 1 塀は高すぎないか
塀の高さが2.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か
塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さ1/5以上の突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるかコンクリートの基礎があるか。
- 5 塀は健全か塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6 塀に鉄筋は入っているか(専門家に相談しましょう)



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1より一部改

ご不明な点等ございましたら建設計画課都市計画担当までお問い合わせください。

TEL 0748-52-6567